

令和7年11月 釜石市農業委員会総会議事録

- 1 開催期日 令和7年11月25日(火) 午後2時から午後2時45分
- 2 開催場所 釜石市役所 第4庁舎 教育委員会室
- 3 出席委員 農業委員
1番 佐々木 耕太郎、2番 佐々木 智勇、3番 二本松 誠、
4番 鹿沼 久悦、5番 小笠原 房子、6番 宮田 キナエ、
7番 佐々木 かよ、8番 柏木 幹彦、9番 鈴木 賢一
農地利用最適化推進委員
久保 公正、藤原 英彦、川崎 公夫、藤原 吉秀、小澤 修
- 4 欠席委員 農業委員 10番 小笠原 成幸
- 5 事務局職員 事務局長 小笠原 達也、事務局係長 阿部 直之、
会計年度任用職員 澤本 志野
- 6 提出案件 (報 告)
主要業務経過報告について
農地法第3条の3第1項の規定に基づく受理通知について
釜石・大槌地域農業委員会連絡会の設立について
(議 案)
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
(協 議)
釜石農業振興地域整備計画の随時見直しに係る意見の照会について

議 長
(佐々木
耕太郎会長)

本日の出席委員は9名で定足数に達しており、会議は成立いたします。欠席の届け出は、10番 小笠原成幸委員であります。農地利用最適化推進委員の出席は5名であります。ただ今から、令和7年11月農業委員会総会を開催いたします。

日程第1 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。令和7年11月農業委員会総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には会議規則第44条の規定により、議長において、4番 鹿沼久悦委員、5番 小笠原房子委員を指名いたします。

議 長

日程第3 議長の報告を行います。事務局より今期総会の議案として、お手元に配布しておりますとおり、議案第13号1件の送付がございましたので、報告いたします。

議 長

日程第4 事務局の報告を行います。主要業務経過報告について、農地法第3条の3第1項の規定に基づく受理通知について、釜石・大槌地域農業委員会連絡会の設立について事務局の説明を求めます。

事務局長

主要業務経過について、資料に基づき報告。

農地法第3条の3の規定に基づく受理通知について、農地の権利所得の届出があり、受理したことを報告します。

取得事由は相続、登記地目、現況地目ともに畑です。

釜石・大槌地域農業委員会連絡会の設立について、資料に基づき報告。

岩手県農業会議の方針により、沿岸地方農業委員会連絡協議会が新設されたが、合同研修事業は既存の地域連絡会（宮古地区、気仙地区）ごとに行うこととなったことから、釜石・大槌地域の連絡団体として「釜石・大槌地域農業委員会連絡会」を設立し、規約制定、役員選任、令和7年度事業計画及び収支予算に係る審議の上、承認、可決された。

議 長

今までの報告について、質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

日程第 5 議案第 13 号農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。なお、本案件は委員の同居の親族に関する事項が含まれていることから、釜石市農業委員会会議規則第 27 条の規定により、該当する委員には一時退室をお願いいたします。

(該当する委員が退室)

事務局長

議案第 13 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対し、本総会の可否決定を求めるものです。

譲受(借)人は、譲渡(貸)人の孫にあたる者で以前から農業の手伝いをしてきましたが、専業として、就農する予定であり、今回の農地法 3 条の許可申請を行うこととしました。農業の経験は浅いものの申請書から栽培に計画的に取り組む姿勢が見てとれ、意欲は十分に認められること、また譲受(借)人の父親も長年、専業で営農をしている者であり、サポート体制は整っております。

議 長

これより質疑を許します。何か質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。委員に関する案件はこれで終了となります。該当する委員は入室してください。

(該当する委員が入室)

議 長

日程第 6 協議事項 釜石農業振興地域整備計画の随時見直しに係る意見の照会についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

阿部係長

釜石農業振興整備計画の随時見直しに係る意見の照会について、資料に基づき説明。

橋野町第 15 地割の土地について、森林整備事業を行うにあたり、測量した結果、現地が林地と判断されたため、農用地区域から除外するものです。もともと林地であり、木の種類は杉です。植林した時点で修正されるべきでしたが、図面は合っているという認識であり、修正されずに現在に至ったものと思われます。

議 長

これより質疑を許します。質問等ございませんか。

藤原委員

資料に多面的機能とありますが、その中には水源涵養の意味も含まれるので文字で表したほうが良いと思います。

阿部係長

ご指摘のとおり修正したいと思います。

議 長

質疑を終わります。本件を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。
以上で、議事日程のすべてを終了いたします。

以上、本会議の顛末を記し、事実と相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和7年11月28日

釜石市農業委員会会長

議 長

議事録署名委員

(4番)

議事録署名委員

(5番)